

平成18年第3回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成18年3月23日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集あいさつ
- 第 4 報告第 3号 専決処分事項の報告について
- 第 5 報告第 4号 専決処分事項の報告について
- 第 6 報告第 5号 専決処分事項の報告について
- 第 7 報告第 6号 専決処分事項の報告について
- 第 8 議案第29号 美郷町課設置条例の一部改正について
- 第 9 議案第30号 美郷町職員定数条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	13番	齊籐 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（1名）

12番	熊谷 良夫 君
-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	二藤 誠祥 君
総務課長	森川 福藏 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	深澤 章一 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	飛澤 明則 君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野 弘 君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	樋場 雄一 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	深澤 廣 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 喜一 君
出納室長	大澤 薫 君	農業委員会 事務局長	山内 英世 君
教育長	高橋 福雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	小松 清 君	幼児教育課長	泉谷 隆雄 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 武藤 久 男
局長補佐 田 中 まき子

参 事 渋谷 新 一
上 席 主 任 大 澤 修

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第3回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、13番、斉藤新一郎君、14番、渋谷俊二君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日限りと決しました。

◎町長の招集あいさつ

○議長（伊藤福章君） 日程第3、本臨時会の招集に当たって、町長の招集あいさつの申し出がありました。これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 本日、平成18年第3回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、召集あいさつといたします。報告第3号から6号までの専決処分事項の報告についてですが、町有財産にかかる雪塊の落下等により被害を与えたため、専決処分により、損害賠償及び和解をしましたのでご報告するものであります。

議案第29号 美郷町課設置条例の一部改正についてですが、課などの組織改編に伴い、町長の権限に属する事務の分掌を変更するため提案するものです。

議案第30号 美郷町職員定数条例の一部改正についてですが、職員の退職、並びに職務推進にかかる部局間の異動等に伴い、職員定数に変更が生じるため提案するものです。

なお、提出議案の詳細につきましては、担当課長に説明させますのでよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告第6号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第4、報告第3号から日程第7、報告第6号専決処分事項の報告については、関連がありますので一括上程し報告としますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 報告第3号について、ご説明申し上げたいと思います。

町が管理する松からの落雪により、県道大曲田沢湖線を走行していた、

氏所有の車に雪の塊が落下したものです。この事故発生は平成18年1月10日午後6時15分頃です。夜間のために落下する雪の塊を発見し、避けることができなかったと。損害賠償額は6万8,733円で平成18年3月2日に示談が成立しました。

続いて報告第4号について、ご説明申し上げたいと思います。

町が所有するバス待合所の屋根からの落雪により、隣接する

氏所有の小屋の壁を直撃、壁を押し、内側の支柱をずらしたものです。待合所屋根の雪おろしが十分でなかったため、堆積した雪の塊が暖気により一気に滑り落ちたことによる

ものでございます。事故発生は平成18年1月19日午前9時頃。損害賠償額は10万円。平成18年3月2日に示談が成立しました。

報告第5号について、ご説明申し上げたいと思います。

町が管理している千屋地区の松杉並木で、杉の木からと思われる雪の塊が落下し、下に駐車していたトラックサイドミラーを破損したものでございます。事故発生日は平成18年2月15日未明。損害賠償額は8,778円で平成18年3月7日に示談が成立しました。

報告第6号について、ご説明申し上げたいと思います。

町が管理する後三年スキー場の駐車場内の松の木からの落雪により、

氏所有の車が被害を受けた。佐藤氏所有の車は除雪作業のため、一度車を移動しましたが、駐車場内の混雑で、駐車する適当な場所がなかったということで松の下に駐車していたと。事故発生日は平成18年2月12日午後1時頃です。損害賠償額は34万3,449円で平成18年3月8日に示談が成立しました。なお、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 報告を終わります。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第29号 美郷町課設置条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 議案第29号についてご説明申し上げたいと思います。これは、美郷町課設置条例の一部改正するものでございます。第1条第1項でございますが、町長公室の分掌から統計に関するものを削り、第3項に加えると。これは、企画課へ加えるものでございます。なお、これについては、今後、美郷町総合計画の進捗管理や町づくりの施策を立案するにあたり、電子計算機から得られる各種情報や統計調査結果などの情報を一元的に企画課で管理するため改正するものであります。第1条第8項については、商工観光課の分掌に美郷町千畑大台野広場及び美郷町雁の里山本公園に関するものを加えるものでございます。なお、これについては、両公園とも観光客が来訪する規模の大きい公園であり、観光の振興を

意識したイベントの開催や継続した維持管理をする必要があるために改正するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第29号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 美郷町課設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第30号 美郷町職員定数条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします、事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森川福藏君） 議案第30号についてご説明申し上げたいと思います。美郷町職員定数条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、職員数並びに部局間の異動により、職員定数の変更が生じるため。資料については生じたためと書いていますが、生じるためというようにご訂正願いたいと思います。地方自治法第172条第3項の規定に基づき提案するものでございます。この内容についてでございますが、議案資料集に新旧対照表をつけてございましてご参照願いたいと思います。今回の定数の見直しでございますが、総合計画に基づいた事業及び施策を着実に遂行するために、事務分掌の見直しを行い、分掌事務の効率化及び合理化を図ることにより、職員定数に変動が生じるものでございます。新旧対照表をご覧いただきたいと

思います。議会事務局の職員5名を4名としたいと。町長事務局の職員195人を176人、選挙管理委員会の職員5人は同じ変わらず5人、農業委員会の職員についても5人から5人と。これも変わってごさいません。教育委員会の職員110人、これを115人に増員したいと。合計で320人を305人にしたいということでごさいます。なお、この条例は平成18年4月1日から施行するものでごさいます。以上でごさいます。

○議長（伊藤福章君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

○議長（伊藤福章君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第30号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ごさいませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 美郷町職員定数条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これを持ちまして平成18年第3回美郷町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成18年 3 月 2 3 日

議 会 議 長 伊 藤 福 章

署 名 議 員 齊 藤 新 一 郎

署 名 議 員 澁 谷 俊 二